

## 地方独立行政法人制度の概要

### \* 地方独立行政法人

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

#### 1 設立手続

- ・設立団体が議会の議決を経て**定款**を制定
- ・総務大臣（大学の場合は総務大臣と文部科学大臣）の**認可**
- ・法人**登記**により法人が成立

#### 2 財産的基礎

- ・**出資**は地方公共団体しかできない。
- ・当該事業にかかる権利・義務は基本的に当該法人が**承継**する。

#### 3 役員、教職員の身分等（大学の特例）

- ・**理事長**（学長兼務の場合）は法人の申出により設立団体の長が任命
- ・**監事**は設立団体の長が任命
- ・その他の役員及び教職員は理事長が任命
- ・**経営審議機関**及び**教育研究審議機関**を設置
- ・教職員の身分は**非公務員**とし、法人への教職員の引継等について適切に措置
- ・設立団体から法人へ設立団体の職員の派遣は可能

#### 4 目標による管理と評価の仕組み（大学の特例）

- ・**中期目標（6年）**は、大学の提出した原案に基づき、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・**中期計画（6年）**は、法人が作成し、設立団体の長が認可
- ・**年度計画**は、法人が作成し、設立団体の長に届出
- ・法人は、中期目標に係る**事業報告書**を設立団体の長に提出
- ・**法人評価委員会**は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表
- ・法人評価委員会は、文部科学省が認証する評価機関の**第三者評価**を踏まえる。
- ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を**議会**に報告
- ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり**再検討**

#### 5 財務及び会計

- ・原則として**企業会計原則**による。
- ・法人は、毎事業年度、**財務諸表**等を作成、公表。設立団体の長が承認
- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた**剰余金の使途**に充てることが可能

#### 6 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額は設立団体から交付（**運営費交付金**など）
- ・設立団体からの長期借入金を除き、**長期借入金及び債券発行**をすることはできない。
- ・法人が料金（**授業料、入学金**など）を徴収する場合、その上限について設立団体の長が**議会の議決**を経て行う認可が必要
- ・重要な**財産の処分**等には設立団体の長が**議会の議決**を経て行う認可が必要